

防災立国推進閣僚会議の開催について

〔 令和 6 年12月17日
閣 議 口 頭 了 解 〕

- 1 人命最優先の防災立国を早急に構築するべく、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化や、令和 8 年度からの防災庁設置を見据えた政府の組織体制強化に向け、関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、「防災立国推進閣僚会議」（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
構成員 他の全ての国務大臣
- 3 会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。